資料 3

包括的な支援体制の整備

１ 住民主体の地域生活課題解決の環境整備

２ 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

３ 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

包括的な支援体制の整備とは

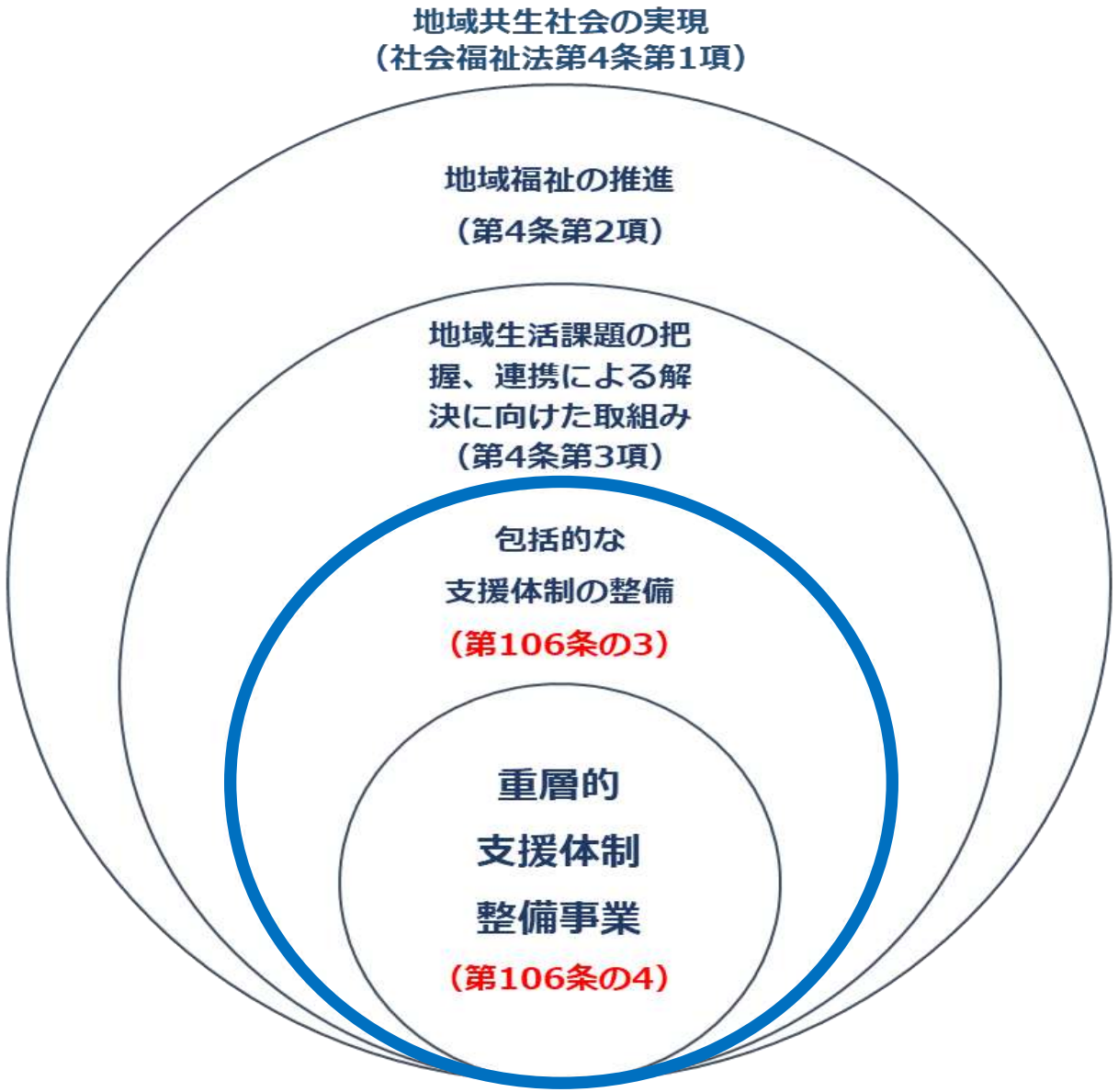
「包括的な支援体制の整備」とは、高齢・障害・子ども・生活支援など分野ごとに分かれていた相談支援や地域づくり支援をつなぎ、切れ目なく一体的に支援できるよう、制度・人材・ネットワーク・窓口などを地域で計画的に整備すること。

現在は、高齢・障害・子どもなど分野ごとに支援されているが、実際には８０５０問題や社会的孤立、ダブルケアなど世帯が抱える課題が複雑化・複合化するケースが増えており、従来の縦割りの制度では対応しきれなくなっている。

そのため、分野や制度を横断的に支える「包括的な支援体制」を整える必要が高まっている。

国は、包括的な支援体制を整備するための手段の１つとして、「重層的支援体制整備事業」を創設したところであり、北九州市においても令和７年度より同事業をすべての行政区で実施している。

（参考）社会福祉法上の体系



地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、
①地域共生社会の実現を目指して（第4条第1項）、
②地域住民等が主体となって、相互に協力し（第4条第2項）、
③様々な地域生活課題について把握し、支援関係機関の連携等により解決を図る（第4条第3項）
ことで行わなければならない

そのために、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）**を整備する（第106条の3）よう努める

住民の交流の機会づくり（第106条の3第1号）、住民同士の見守り・地域での話し合いへの専門職の参加（第106条の3第2号）、専門職による個別の支援会議等（第106条の3第3号）の実施を通じ、**包括的な支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業**を実施することができる

北九州市における重層的支援体制整備事業

社会福祉法第106条の4第2項		北九州市の取組み
機能	既存制度の対象事業等	
包括的相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営
	【障害】障害者相談支援事業	障害者相談支援事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業）
	【子ども】利用者支援事業	利用者支援事業（子ども家庭センター型（母子保健、児童福祉）、 妊婦等包括型相談支援事業型）、保育サービスコンシェルジュ事業
	【困窮】自立相談支援事業	いのちをつなぐネットワークコーナー
参加支援事業	★新規事業	いのちをつなぐネットワーク 抱樸・社協共同企業体［業務委託］
地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	地域介護予防活動実践者支援事業、介護支援ボランティア事業、 高齢者いきがい活動支援事業、 住民主体による生きがい・健康づくりの場推進事業
	【介護】生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業、地域ケア会議推進事業
	【障害】地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業
	【子ども】地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業、子育て支援総合コーディネーター事業、 親子ふれあいルーム
	【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	小地域福祉活動支援事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援	★新規事業	いのちをつなぐネットワーク 抱樸・社協共同企業体［業務委託］
多機関協働	★新規事業	いのちをつなぐネットワーク

地域福祉計画に定める内容（社会福祉法）

1 地域における高齢者、障害者、児童その他の福祉共通の取組み
地域づくりの圏域、地域拠点の整備、官民協働の促進、制度の狭間の課題対応等

2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進
相談支援体制の整備、適切なサービス利用の仕組み、権利擁護

3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達
多様なサービスの振興・参入促進、地域貢献

4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進
ボランティア・NPO等の支援、地域福祉活動への住民参加促進、人材の養成

5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の整備
住民主体の地域生活課題解決の環境整備、地域での相談体制、多機関協働の相談体制

地域生活課題（社会福祉法第４条第３項）

地域生活課題とは・・・

〇福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える
福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題

〇福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの
孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、
あらゆる分野の活動に**参加する機会が確保**される上での各般の課題

包括的な支援体制の整備

1 住民主体の地域生活課題解決の環境整備

「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項
（法第 106 条の3第1項第1号関係）

ガイドラインより

（1）実施内容

市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を図るために以下の取組等を実施する。

① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
（地域住民が地域生活課題を自らの課題として主体的に解決できるよう、支援関係機関が連携して支援する。）

② 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
（地域生活課題を早期に発見し、適切に対応するため、誰もが気軽に立ち寄れる場や、住民と専門職が話し合う場を整備する。）

③ 地域住民等に対する研修の実施
（地域住民等が地域福祉活動への関心を高め、参加を促すために、地域福祉活動の関心向上に向けた研修会を実施する。）

包括的な支援体制の整備

1 住民主体の地域生活課題解決の環境整備

＜北九州市の現状＞

(1)協議体

地域の困りごとやその解決に向けた方策を話しあう場として「協議体」を設置(H27～)。

令和7年度末までに155校(地)区中144校(地)区が設置。各協議体では、地域住民や関係団体との話し合いをもとに、小地域福祉活動計画を策定している。

地域住民や関係団体など多様な主体が協議体において地域生活課題を共有し、その解決に向けて買い物支援やサロン活動、認知症支援等の取組を創出している。

(2)地域支援コーディネーター

各区社協事務所(区役所内)に17名配置し、①各校地区の社会資源・福祉課題の把握、②協議体の設置支援を実施している(H27～)。北九州市が社会福祉協議会に業務委託を実施。

(3)サロン活動実施団体への助成

校地区社協やNPO等が実施するサロン活動に対し、1回あたり600円を助成している(最大48回まで)。

「参加を希望する方を可能な限り受け入れること」を助成の条件としている。

市民センターや公民館などを活用したサロン活動を実施する団体は、合計485団体。

(4)行政職員(いのちネット、地域包括)などが地域の会合に出席

各地区民児協やふれあいネットワーク連絡調整会議などの地域の会合に行政職員や地域支援コーディネーターなどが出席し、支援が必要な人や地域の課題などの情報を共有している。

包括的な支援体制の整備

1 住民主体の地域生活課題解決の環境整備

＜意見いただきたい項目＞

①住民が主体となって、地域生活課題を把握し解決を試みる環境を整備するために、関係機関（行政、社協、NPO、社会福祉法人等）が支援できることは何か？

例. 地域生活課題のための学習や研修機会の提供
地域の現状を数値化・可視化した資料を提供し、地域の現状に関する認識を深める
NPO等が地域生活課題解決のためのノウハウを提供
財源の確保、場所の提供
地域からの求めに応じて、支援関係機関（専門職）が参加し、助言等を行う

②住民主体の活動を持続可能なものとするため、現在地域活動に参加できていない住民に地域活動に参加してもらうための方策

例. 現役世代、若者などが参加しやすくなるための工夫（役員としての参画、デジタルの活用など）

包括的な支援体制の整備

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項（法第 106 条の3第 1 項第2号関係）

ガイドラインより

（1）実施内容

市町村は、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備するため、以下の取組を実施する。

① 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

（住民ボランティア、地区社協、社協担当、高齢・障害・子ども等の福祉制度に基づく相談支援機関や、社会福祉法人、NPOなど地域の実情に応じて相談を受け付ける場を整備する。）

② 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

（相談を受け付ける場をどこが担うのか、どこにあるのか、果たす役割は何かを明確にし、住民に広く周知する。）

③ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

（民生委員や保護司等の地域関係者や関係機関と連携し、相談に来られない人や自ら支援を求めることができない人を相談窓口へつなぐ。）

④ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

（地域からの相談を受け付ける場が安心して相談を受け止められるよう、市町村等によるバックアップ体制を整備する。）

包括的な支援体制の整備

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

＜協議体＞

〇「協議体」とは、地域で支え合いを広げていくために情報共有をしたり、困りごとやその解決方法を地域住民や様々な関係団体の関係者で話し合う場をいう。
〇北九州市では、この協議体を効果的に運営できるよう、区社協事務所に配置している地域支援コーディネーターが地域の実情に合わせて、地域が主体となった生活課題の解決に向けた取組の支援を実施している。

協議体を通じた取組例

[通いの場づくり]
〇地域全体の健康づくり（介護予防）や見守り、住民同士のつながりを目的としたサロンを開催し、協議体内で随時実施報告をしつつ、内容の充実に向けた取組を実施している。

[買い物支援]
〇最寄りの店まで遠く買い物に困っている地域では、地域住民で話し合い、行政や企業と協力して、買い物バスの運行や移動販売車を呼び込んだ朝市の開催などを実施している。

[地域防災訓練]
〇浸水想定区域になっている地域では、消防署と連携して図上訓練を実施し、浸水想定区域や冠水場所、避難ルートなどの確認をして防災意識を高めている。

包括的な支援体制の整備

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

＜地域活動者・社会福祉法人による相談体制＞

北九州市では、住民に身近な圏域においては、校(地)区社協や民生委員、ボランティアなどが相談を受け止め、必要に応じて専門機関につなぐ体制としている。

〇民生委員・児童委員

地域の中で支援を必要とする方々が抱える心配ごとの相談に応じ、必要に応じて行政へのつなぎを実施している。

〇ふれあいネットワーク活動

校(地)区社会福祉協議会において、福祉協力員を中心に「見守り」「助け合い」「話し合い」の住民主体の地域福祉活動を行っている。

〇住民主体による生きがい・健康づくりの場

地域でさまざまな主体がサロン活動を行っている。主催者は参加者の中に気になる人がいたり、相談された場合などに、支援機関に繋いでいる。

〇地域生活支援相談員

市民センター等を拠点として地域の相談支援機能として、福祉協力員や民生委員・児童委員と連携して、地域住民の困りごとを把握し、地域活動や支援機関に繋ぐ活動を行っている。

包括的な支援体制の整備

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

＜行政窓口における相談体制（専門①）＞

〇地域包括支援センター　＜高齢＞
　高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口

〇北九州市障害者基幹相談支援センター　＜障害＞
　障害のある人のための第一次相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関

〇子ども・家庭相談コーナー　＜子ども＞
　子どもや家庭に関するあらゆる相談を一つの窓口で受け、必要なサービス・支援へとつなぐ総合的な相談窓口

〇子ども総合センター　＜子ども＞
　18歳になるまでの子どもにおける心身の発達の遅れ、非行、不登校等について、児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが相談に応じる。

〇子ども・若者応援センターYELL　＜若者＞
　ニートやひきこもりなど将来を見通せない不安の中で、社会生活を営む上での困難を抱えている子どもや若者を総合的にサポートあるいはコーディネートする総合相談窓口

〇北九州市引きこもり地域支援センター「すてっぷ」　＜ひきこもり＞
　概ね18歳以上のひきこもりの問題を抱えた当事者および家族を支援するための相談の場、居場所の提供、ひきもりに関する情報発信の場

包括的な支援体制の整備

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

＜行政窓口における相談体制（専門②）＞

〇自殺予防こころの相談電話　＜自殺、こころの悩み＞
　自殺を考えてしまうなど、こころの悩みを専門スタッフが相談対応

〇保護課　＜生活保護＞
　区役所における生活保護の相談窓口

〇いのちをつなぐネットワークコーナー　＜生活困窮＞
　区役所において、離職や収入の減少等により生活が困窮している方の相談窓口

〇いのちをつなぐネットワーク係　＜その他＞
　制度の狭間にある問題など、どこに相談したらいいかわからない場合の相談窓口　※必要時はアウトリーチを実施

＜その他の相談体制＞

〇まちかど介護相談室　＜高齢＞
　公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会と北九州市が締結した協定に基づき、身近で気軽に立ち寄れる介護等の相談窓口として、同協会の会員施設等に「まちかど介護相談室」を設置

〇NPO団体　＜その他＞
　各団体において、生活困窮、食料支援、子ども食堂、若者支援、障害者支援などの幅広い相談に応じている。

包括的な支援体制の整備

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

＜意見をいただきたい項目＞

①地域住民による地域生活課題に関する相談窓口をどう位置付けるか？

例. 行政の支援が必要な相談や専門性の高い相談は行政や支援機関が受け付けることを前提として、地域の中のちょっとした困りごとや相談、地域資源情報（サロンなど）、専門性を有しない、気軽に相談できる機能を地域に身近な場所（市民センターなど）に設置する　など
例. 相談窓口の設置場所、窓口になる人はどのような人物が適当であるか　など

②地域住民が主体となって相談窓口を運営する場合、ソーシャルワーカーによる支援が受けられる体制の整備が求められるが、この機能を担うのは誰が適当か？

包括的な支援体制の整備

3 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項
（法第 106条の3第 1 項第3号関係）

ガイドラインより

（1）実施内容
市町村は、「住民に身近な圏域」にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、以下の取組を実施する。

① 支援関係機関によるチーム支援
（市町村域における支援関係機関等の支援チームを編成する。本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込んでいく。）

② 協働の中核を担う機能
（多機関協働の中核を担う機能を誰が担うか。）

③ 支援に関する協議及び検討の場
（支援チームによる個別検討事案の検討の場をどこに設置するか。）

④ 支援を必要とする者の早期把握
（どこに相談したらいいか分からない人もいる。「待ちの姿勢」ではなく、対象者の早期かつ積極的に把握する体制を構築する。）

⑤ 地域住民等との連携
（専門的な支援のみならず、住民相互の支え合いも重要であり、地域住民・ボランティアとの協働が求められる。）

包括的な支援体制の整備

3 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

＜北九州市の現状＞

〇支援に関する協議及び検討の場（支援チームを含む）

北九州市では、既存の各制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題を抱える世帯について、課題解決に向けた検討、情報共有を行うため、重層的支援会議を開催している。

〇協働の中核を担う機能

重層的支援体制整備事業では、相談支援機関だけでは対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、「多機関協働」を位置付けており、いのちをつなぐネットワーク担当係長（区役所）がその役割を担っている。

〇支援を必要とする者の早期把握

いのちをつなぐネットワーク担当係長等が地区民生委員児童委員協議会やふれあいネットワーク連絡調整会議に出席し、民生委員や福祉協力員等と連携し、支援を必要とする方の早期把握と支援につなげている。

〇地域住民等との連携

・校地社協が実施している「ふれあいネットワーク活動」は30年以上の歴史があり、北九州市における地域の「見守り」「助け合い」「話し合い」活動の中心的な存在となっている。（助け合い：延べ74万回）

・いのちをつなぐネットワークでは「地域の見守り・支援体制」を強化・充実するため、「見つける」「つなげる」「見守る」を合言葉に活動を行っている。現在、86の地域団体・民間企業・NPO等が協力会員として参加し、地域全体での見守りを進めている。

重層的支援会議（個別ケースの検討会議）

	重層的支援会議
会議内容	プラン（支援方針）の適切性の協議ケースの情報提供・情報交換
開催頻度	概ね月1回　※その他ケース毎に随時開催
主催者	議　　長：福祉事務所長 事務局長：保健福祉課長 庶　　務：いのちをつなぐネットワーク担当係長
出席者（必須）	議長、事務局長、庶務、伴走型支援事業者、参加支援事業者
出席者 （ケース毎）	親族、地域の関係者、医療関係者、その他行政機関等
その他 （会議の種類）	①支援機関間での個人情報の共有について、本人の**同意あり** ⇒　**重層的支援会議**　※設置根拠：要綱（厚労省・北九州市） ②支援機関間での個人情報の共有について、本人の**同意なし** ⇒　**つながりづくり会議**　※設置根拠：社会福祉法、要綱（北九州市）

北九州市における重層的支援体制整備事業の提供体制

いのちをつなぐネットワーク

【見つける・つなげる・見守る】
民生委員・児童委員/福祉協力員/NPO・ボランティア/企業活動

いのちネット担当係長

区役所							区役所以外		民間団体	
重層法定事業					いのちネット担当係長	高齢者・障害者相談コーナー	保護課	重層法定事業		・NPO法人等 ・孤独・孤立対策連携協議会
地域包括	子ども・家庭相談	地域保健	保育サービスコンシェルジュ	いのちネットコーナー（困窮）				障害者基幹相談支援センター	・子ども総合センター ・ヤングケアラー相談支援窓口 ・障害者虐待防止センター ・総合療育センター地域支援室 ・特別支援教育相談センター ・発達障害者支援センター「つばさ」 ・ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」 ・子ども・若者応援センター「YELL」 ・男女共同参画センター　ムーブ　　等	

地域づくりに向けた支援

【既存の法定事業】
・地域介護予防活動支援事業
・生活支援体制整備事業
・地域子育て支援拠点事業
・生活困窮者のための地域づくり事業

【上記以外の取り組み】
・民生委員児童委員協議会との連携
・ふれあいネットワークとの連携　等
→地域福祉ネットワークの強化・充実

8050問題・ひきこもり・ゴミ屋敷・精神疾患疑い・支援拒否

いのちネット担当係長
（多機関協働事業者）

単独の支援機関では対応が難しい**複雑化・複合化した事例の調整役**を担い、**支援関係機関の役割分担や支援の方向性**を定める

いのちをつなぐネットワークの強化（重層的支援体制整備事業での新たな機能）

伴走型支援事業	参加支援事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のうち、支援対象者と直接かつ継続的に関わるための信頼関係を構築する『伴走型支援』と、地域の社会資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う『参加支援』を加え、いのちをつなぐネットワークを強化。	

伴走型支援と参加支援（事例）

（伴走型支援事例）

・ 支援拒否で玄関ドアを開けてくれない方に対し、伴走型支援で訪問（玄関ドアに手紙を挟む）を継続、玄関ドアを開けてくれるようになり、支援を受け入れるようになった。

・ 収入のない単身の方に対し、伴走型支援で訪問を続け本人との関係性を構築、年金事務所や銀行への同行支援を行い年金の繰り上げ受給が可能となった。

・ 収入がなく生活が困窮している方に対し、伴走型支援で訪問を続け本人との関係性を構築、当初拒否的であった生活保護の受給に結び付いた。

（参加支援支援事例）

・ 誰との交流もなくゴミ屋敷に住む単身の方を地域の食事会に連れ出すことで、月に数回食事会にいる知人と昼食を一緒にとるようになった。

・ 就労経験のないの単身の方について、伴走型支援で関係構築を続けたのち、金銭管理の支援を通じて一般就労に結び付いた。

地域づくり（事例）

宮崎県三股町社会福祉協議会HPより抜粋・加工

After
これから

地域のコマッタ



高校受験を控えた中学生。
家庭の事情で塾にいけず
進学を諦めかけている。

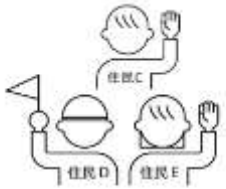


なるほど、
それは大変ですね。

課題の発見 → 地域で会議 → プロジェクト化 → プレイヤーの増加



専門職だけじゃなくて
地域の人と話し合おう。



僕が教えますよ！
楽しそう！夜食を作るわよ。
プロジェクトにして毎週やりましょ！



面白そう！僕もやるよ！
こんな活動ってどうかな？

これからは地域の困りごとを地域の様々な立場の人とみんなで話し合い解決へと繋げます。さらに、解決方法に活動名とロゴをつけ可視化し「魅せて」いくことで福祉の活動に新たに参加する人を増やしていきます。

Before
これまで

課題の発見 → 課題の検討 → 解決策がないと断ってしまう



専門職で集まって
会議はしたけど、
制度的にサービスが
ないから繋げない…



勉強を教えてくれる場があれば
いいだけなんだけどね…
現在はサービスがありません。

今までは地域の困りごとを相談されても制度的なサービスがない場合は解決することができませんでした。

いのちをつなぐネットワーク　3つのキーワード



支援が必要な人を地域全体で見つける・つなげる・見守る、地域福祉のネットワーク

いのちをつなぐネットワーク事業　見守り部会協力会員

ライフライン	九州電力㈱、西部ガス㈱など
新聞・マスコミなど	北九州読売会、北福朝日会、 毎日新聞北福連合会など
郵便・宅配など	日本郵便㈱、ヤマト運輸㈱、佐川急便㈱
飲食・生活に 関するサービス	エフコープ生活協同組合、北九州ヤクルト販売㈱、中央福岡ヤクルト販売㈱、㈱セブン・イレブンジャパン、㈱ファミリーマート、㈱ローソン、山崎製パン㈱、㈱ビッグベアーズフーヅサービス、けんたくん、布亀㈱、㈱アクティブ・ライフ・サポートなど
住まい関連	住宅供給公社、UR、㈱不動産中央情報センター、日本ハウズイング㈱、北九州マンション管理支援機構、綜合警備保障㈱など
金融機関など	福岡ひびき信用金庫、三井住友海上火災保険㈱、 住友生命保険相互会社など
ボランティア・団体	民生委員児童委員協議会、自治会総連合会、 認知症・草の根ネットワークなど
関係機関	北九州市医師会、福岡県弁護士会、福岡県警察など



令和8年3月末時点
86団体

包括的な支援体制の整備

3 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

〇重層的支援体制整備事業の活動状況・課題（令和7年度）

（1）活動状況（実績）

- 支援件数：16件（前年からの継続件数：7件、新規件数：9件）
- 支援プラン作成件数：29件　※1ケースにつき複数回作成あり
- 電話相談：327件、訪問：658件、同行支援：93件、支援会議：59件、多機関との連携：932件

（2）課題

- 関係者間で地域づくりについてのイメージが共有できておらず、個別支援に偏りがちになる。
- 包括的相談支援事業者（介護・障害・子育て・生活困窮の区役所窓口）に重層事業に対する理解が進んでおらず、「お見合い」（それぞれが「相手が主体的に対応する」と思い込むこと）することがある。

＜意見いただきたい項目＞

包括的な相談支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を実施しているが、北九州市の重層的支援体制整備事業について、今後、充実・強化すべき点は何か？

例. 相談支援体制における充実・強化策
例. 地域づくりを広めていくための必要な方策・支援について　（事例の見える化・共有　など）
例. 参加支援事業は、重層的支援体制整備事業の枠を超えて、予防的な視点での取組が必要か
（早期に孤立している人を地域とつなげ、複雑化・重症化を防ぐ）

以下、参考資料
（国ガイドライン）

包括的な支援体制の整備

厚労省通知(R3.3.31)より

1 住民主体の地域生活課題解決の環境整備

① 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、市町村は、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、まちおこし、農・商工業等の福祉以外の分野の組織等に対して、地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援する。

その際、地域における様々な場をつなぎ、分野を超えた協働を進めることに加え、そうした分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけて、つながりをつくっていくことも必要である。

地域生活課題を地域住民等が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域において環境や人へ働きかけるソーシャルワークの機能が、それぞれの「住民に身近な圏域」に存在していることが重要であり、その際、市町村が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、また特定の福祉組織に限定するのではなく、市町村は包括的な支援体制を整備する立場から、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかなどを協議して決めていく過程が重要である。

例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことを、方法の一つとして検討することも考えられる。

また、地域住民や福祉以外の分野の団体、企業等との協働を進めていくためには、例えば、社会福祉協議会のボランティアセンターの取組を発展させ、ボランティア活動を通じたまちづくりのためのプラットフォームとしていくなど、中間支援機能の整備を進めていくことも有効と考えられる。

包括的な支援体制の整備

厚労省通知(R3.3.31)より

1 住民主体の地域生活課題解決の環境整備

② 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備する。

活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点(注)等の活用が考えられるが、さらには、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等の試みも期待される。

(注)地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)により推進が図られている。

③ 地域住民等に対する研修の実施

地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取組を行う。

その際、地域包括支援センターや保健センターなども含めた市町村や社会福祉協議会等が、地域の状況や活動等について把握している情報を数値化・可視化し、提供する取組も有効であると考えられる。

包括的な支援体制の整備

厚労省通知(R3.3.31)より

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

① 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備する。地域住民のボランティア、地域住民を主体とする地区社協、市町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法(平成9年法律第123 号)に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく相談支援事業所、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談支援機関や社会福祉法人、NPO等が担うことが考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置する必要がある。

② 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

市町村は、「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場をどこが担うのか、どこにあるのか、果たす役割が何かを明確に定め、分かりやすい名称を付けるなどして地域住民等に広く明確に周知する。

包括的な支援体制の整備

厚労省通知(R3.3.31)より

2 身近な圏域で地域生活課題に関する相談を受け止める体制

③ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する。

そのためには、地域の関係者、関係機関等との意見交換や座談会等を開催し、地域生活課題を把握する機会を積極的に設けることも一つの方策として考えられる。

④ 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

市町村は、「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場が、安心して相談を受け止めることができるようにバックアップ体制を整備する。

具体的には、把握した地域生活課題のうち、地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、第二の3で述べる法第 106 条の3第1項第3号の支援体制と連携・協働し、適切な支援関係機関につなぐことにより、課題解決を行うことのできる体制を構築する。

包括的な支援体制の整備

厚労省通知(R3.3.31)より

3 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

① 支援関係機関によるチーム支援

専門機関や包括的な支援が必要な課題については、市町村域における支援関係機関等で支援チームを編成し、多機関が協働して支援する。

その際、既知の関係者のみならず、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込みながら、分野横断的な関係者の「顔の見える」関係(ネットワーク)を広げていくことが重要である。

② 協働の中核を担う機能

ネットワークの形成や支援チームの編成に当たって、協働の中核の役割を担う機能が必要である。例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政等の様々な機関が担うことがあり得るが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切な機関が担っていくことが求められる。

③ 支援に関する協議及び検討の場

支援チームによる個別の事案の検討の場については、介護保険制度における地域ケア会議などの既存の場の機能の拡充や、協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法、新たな場を設ける方法も考えられる。

また、個別支援から派生する新たな資源やシステムづくりのための検討の場については、地域ケア会議や障害分野の協議会等の既存の場の機能の拡充や協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法のほか、新たな場を設けることも考えられる。

市町村においては、協議や検討の場、コーディネートの機能を担う人が複数存在しているが、その必要性や役割・機能を整理し、システムとして再構築していく視点が必要である。

包括的な支援体制の整備

厚労省通知(R3.3.31)より

3 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

④ 支援を必要とする者の早期把握

複合的で複雑な課題を抱えた者は、地域から孤立していたり、あるいは複合的で複雑な課題ゆえにどこに相談して良いか分からないという状況に置かれていることが考えられるため、「待ちの姿勢」ではなく、支援関係機関や「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関と連携し、対象者を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築する。

⑤ 地域住民等との連携

複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、 地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民・ボランティアとの協働も求められる。